国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律案新旧対照条文

目　次

一　裁判所法（昭和二十二年法律第五十九号）……1
二　民事訴訟費用等に関する法律（昭和四十六年法律第四十号）……2
三　復興庁設置法（平成二十三年法律第百二十五号）附則……7

一　裁判所法（昭和二十二年法律第五十九号）（附則第三条関係）

改正案	現行
（家庭裁判所調査官） 第六十一条の二　①　（略） ②　家庭裁判所調査官は、各家庭裁判所においては、第三十一条の三第一項第一号の審判及び調停、同項第二号の裁判（人事訴訟法第三十二条第一項の附帯処分についての裁判及び同条第三項の親権者の指定についての裁判（以下この項において「附帯処分等の裁判」という。）に限る。）並びに第三十一条の三第一項第三号の審判に必要な調査その他他の法律において定める事務を掌り、各高等裁判所においては、同項第一号の審判に係る抗告審の審理及び附帯処分等の裁判に係る控訴審の審理に必要な調査その他他の法律において定める事務を掌る。	（家庭裁判所調査官） 第六十一条の二　①　（同上） ②　家庭裁判所調査官は、各家庭裁判所においては、第三十一条の三第一項第一号の審判及び調停、同項第二号の裁判（人事訴訟法第三十二条第一項の附帯処分についての裁判及び同条第三項の親権者の指定についての裁判（以下この項において「附帯処分等の裁判」という。）に限る。）並びに第三十一条の三第一項第三号の審判に必要な調査その他他の法律において定める事務を掌り、各高等裁判所においては、同項第一号の審判に係る抗告審の審理及び附帯処分等の裁判に係る控訴審の審理に必要な調査を掌る。

二　民事訴訟費用等に関する法律（昭和四十六年法律第四十号）（附則第四条関係）

改正案

（裁判所書記官が行う手続に係る費用に関する特例）

第十三条の二　次に掲げる手続で裁判所書記官が行うものに係る費用についての第十一条第二項及び前二条の規定の適用については、これらの規定中「裁判所」とあるのは、「裁判所書記官」とする。

一　（略）

二　訴訟費用、和解の費用又は非訟事件（他の法令の規定により非訟事件手続法の規定を準用することとされる事件を含む。）、家事事件若しくは国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律（平成二十四年法律第　　号）第二十九条に規定する子の返還に関する事件の手続の費用の負担の額を定める手続

三・四　（略）

別表第一（第三条、第四条関係）

項	上欄	下欄
一～一五	（略）	
一五の二	家事事件手続法別表第二に掲げる事項についての審判、同法第二百四十四条に規定する事件についての調停若しくは	千二百円

現行

（裁判所書記官が行う手続に係る費用に関する特例）

第十三条の二　（同上）

一　（同上）

二　訴訟費用、和解の費用又は非訟事件（他の法令の規定により非訟事件手続法の規定を準用することとされる事件を含む。）若しくは家事事件の手続の費用の負担の額を定める手続

三・四　（同上）

別表第一（第三条、第四条関係）

項	上欄	下欄
一～一五	（同上）	
一五の二	家事事件手続法別表第二に掲げる事項についての審判若しくは同法第二百四十四条に規定する事件についての調停の	千二百円

	国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律第三十二条第一項に規定する子の返還申立事件の申立て又はこれらの法律の規定による参加の申出（申立人として参加する場合に限る。）	
一六	イ　仲裁法第十二条第二項、第十六条第三項、第十七条第二項から第五項まで、第十九条第四項、第二十条、第二十三条第五項又は第三十五条第一項の規定による申立て、非訟事件手続法の規定により裁判を求める申立て、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成十三年法律第三十一号）第十条第一項から第四項までの規定による申立て、国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律第	千円

	申立て又は同法の規定による参加の申出（申立人として参加する場合に限る。）	
一六	イ　仲裁法第十二条第二項、第十六条第三項、第十七条第二項から第五項まで、第十九条第四項、第二十条、第二十三条第五項又は第三十五条第一項の規定による申立て、非訟事件手続法の規定により裁判を求める申立て、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成十三年法律第三十一号）第十条第一項から第四項までの規定による申立てその他の裁判所の裁判を求める申立てで、基本となる手続が開始される	千円

百二十二条第一項の規定による申立てその他の裁判所の裁判を求める申立てで、基本となる手続が開始されるもの（第九条第一項若しくは第三項又は第十条第二項の規定による申立て及びこの表の他の項に掲げる申立てを除く。） ロ　（略）		一七 イ(イ)　（略） (ロ)　非訟事件手続法又は国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律の規定による忌避の申立て、特別代理人の選任の申立て、弁護士でない者を手続代理人に選任することの許可を求める申立て、裁判所書記官の処分に対する異議の申立て、これらの法律の規定による強制執行の停止、開始若しくは	五百円

もの（第九条第一項若しくは第三項又は第十条第二項の規定による申立て及びこの表の他の項に掲げる申立てを除く。） ロ　（同上）		一七 イ(イ)　（同上） (ロ)　非訟事件手続法の規定による忌避の申立て、特別代理人の選任の申立て、弁護士でない者を手続代理人に選任することの許可を求める申立て、裁判所書記官の処分に対する異議の申立て、同法の規定による強制執行の停止、開始若しくは続行を命じ、若しくは執行処分の取消しを命ずる裁判を求める申立て又は受命裁	五百円

続行を命じ、若しくは執行処分の取消しを命ずる裁判を求める申立て又は受命裁判官若しくは受託裁判官の裁判に対する異議の申立て	(ハ)　(略) ロ～ト　(略)		
一八	抗告の提起又は民事訴訟法第三百三十七条第二項、非訟事件手続法第七十七条第二項、家事事件手続法第九十七条第二項若しくは国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の	(1)　一一の二の項、一五の項、一五の二の項又は一六の項に掲げる申立てについての裁判（抗告裁判所の裁判を含む。）に対するもの (2)　一三の項に掲げる申立て又は申出についての裁判（不適法として却下したもの	それぞれの申立ての手数料の額の一・五倍の額 一三の項により算出して得た額の一・五倍の額

判官若しくは受託裁判官の裁判に対する異議の申立て	(ハ)　(同上) ロ～ト　(同上)		
一八	抗告の提起又は民事訴訟法第三百三十七条第二項、非訟事件手続法第七十七条第二項若しくは家事事件手続法第九十七条第二項の規定による抗告の許可の申立て	(1)　一一の二の項、一五の項、一五の二の項又は一六の項に掲げる申立てについての裁判（抗告裁判所の裁判を含む。）に対するもの (2)　一三の項に掲げる申立て又は申出についての裁判（不適法として却下したもの	それぞれの申立ての手数料の額の一・五倍の額 一三の項により算出して得た額の一・五倍の額

実施に関する法律第百十一条第二項の規定による抗告の許可の申立て	を除き、抗告裁判所の裁判を含む。）に対するもの			
		(3) 民事保全法の規定による保全抗告	一一の二の項ロに掲げる申立手数料の額の一・五倍の額	
		(4) (1)から(3)まで以外のもの	千円	
一九	民事訴訟法第三百四十九条第一項、非訟事件手続法第八十三条第一項、家事事件手続法第百三条第一項若しくは国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律第百十九条第一項の規定による再審の申立て又は同法第百十七条第一項の規定による終局決定変更の申立て			千五百円

この表の各項の上欄に掲げる申立てには、当該申立てについての規定を準用し、又はその例によるものとする規定による申立てを含むものとする。

一九	民事訴訟法第三百四十九条第一項、非訟事件手続法第八十三条第一項又は家事事件手続法第百三条第一項の規定による再審の申立て			千五百円

（同上）

三　復興庁設置法（平成二十三年法律第百二十五号）（附則第五条関係）

改正案	現行
国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律（平成二十四年法律第号） 第五条第一項第一号　内閣府　内閣府及び復興庁 第五条第一項第二号　機関　機関並びに復興庁	（新設）